

秋田市中心小企業融資あっせん制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、秋田市中心小企業融資あっせん条例（平成7年条例第14号。以下「条例」という。）および秋田市中心小企業融資あっせん条例施行規則（平成7年規則第5号。以下「規則」という。）に定める融資のうち中小製造業設備資金以外の融資あっせん制度について必要な事項を定めるものとする。

（融資資金の預託等）

第2条 市は、当該年度予算の範囲内において、第4条に定める取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が中小企業者に融資を行うための原資を預託（以下「預託金」という。）する。ただし、取扱金融機関から預託を必要としない旨の申出があり、市長がこれを承認したときは、この限りでない。

2 前項の預託期間は、1年以内とする。

3 預託金の利率は、取扱金融機関との契約で定めるものとする。

4 取扱金融機関は、契約書に定める倍率又は金融機関ごとの融資残高を目標として融資を行うものとする。

5 預託金の保全については、市債および一時借入金との相殺によるものとし、取扱金融機関との契約で定めるものとする。

（融資の貸付利率）

第3条 取扱金融機関が中小企業者に融資するときの貸付利率は、別表1のとおりとする。

（取扱金融機関）

第4条 融資の取扱金融機関は、別表3に規定する秋田県内の営業店とする。

（中小企業者等の範囲）

第5条 条例第2条に規定する者は、次号に該当する者とする。なお、本市条例においては、中小企業信用保険法（以下「信用保険法」という。）に規定する中小企業者（組合も含まれる）と異なる範囲で用語を定義し

ている。

- (1) 中小企業者（条例第2条第1項）－信用保険法施行令第1条第1項に規定する特定事業（要綱第6条第3項第1号～第3号以外の事業を行う者。以下「特定事業」という。）を行うものであって、第1号に規定する次の者とする。

次の業種を営む者で、資本金（出資金）又は従業員数のいずれかが該当する会社および個人。なお、この要綱において、業種分類は日本標準産業分類に拠るものとする。

業種	資本金（出資金）	常時使用する従業員
その他（製造業、運輸業、建設業など）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- ・従業員数は、主たる事務所の他に、従たる事務所等の従業員を含む。
- ・「常時使用する従業員」には、事業主、法人の役員、臨時の従業員及び事業主と生計を一にする3親等内の親族は含まない。また、臨時雇いであっても実質的に常用的勤務である者については常時使用する従業員に含む。
- ・会社とは、株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社および特定非営利活動法人をいう。
- ・信用保険法第2条第1項第3号～第5号および第7号～第11号に規定する者（組合を含む）は対象とならない。
- ・宗教法人・学校法人等の財団法人、社会福祉法人等の非営利を目的とする法人・団体及び社団法人（人の集合体で財産を持たない法人）等は対象とならない。
- ・医業を行う法人（医療法人等）、医業を主とする事業を行う社会福祉

法人も対象とならない。医業とは、病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業、介護老人保健施設を行うものをいう。

(2) 小規模企業者（条例第2条第3項）－前号に規定する中小企業者および次号に規定する組合等であつて、信用保険法第2条第3項第1号から第5号および第7号に規定する者とする。

(3) 組合等（条例第2条第2項）－事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会をいう。よつて、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号に規定する火災共済協同組合、信用協同組合商工組合、商工組合連合会を除外している。なお、信用保険法においては、組合は中小企業者に含まれており、組合等という定義はない。

（融資あつせん対象者）

第6条 融資あつせん対象者は、第2項および第3項に該当しない者であつて、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 一般事業資金の対象者

次の各項をすべて満たす者

ア 第5条に規定する者であること。

イ 市内に1年以上住所を有すること。

住所を有するとは、個人は市内に居住し住民登録を行っていること。法人は商業登記簿上市内に本店があること。

ウ 市内に主たる事業所を1年以上有すること。

事業所とは、経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。かつ財貨およびサービスの生産又は提供が、人および設備を有して、継続的に行われている事務所、店舗、工場等などの事業活動の場所的単位であり、現に事業活動を行っているものをいう。主たる事業所とは、本店機能を有し事業活動の本拠となるものをいう。市外にのみ事業所を有する場合は、事業活動の本拠は市外にあることから対象としない。なお、事業所を必要としない事業である場合には、事業主の自宅を事業所とみなす。

エ 事業歴が1年以上であること。

事業歴とは、個人事業者としての事業期間、法人の場合は設立後の期間とし、現在に至るまで継続して対象事業を営んでいること。ただし、個人が事業開始後、法人を設立し同一事業を継続している場合は、個人の事業歴を通算するものとする。

オ 市税を完納していること。

市税とは、本市の住民税および固定資産税をいう。完納とは、納期到来分の滞納がないことをいう。納期未到来のものについては、申請にあたってあえて納付することを要しない。

カ 許認可等を必要とする業種は、許認可等を受けていること。

・ 個人事業承継者の特例

市内に住所を有する事業承継者(相続人又は従業員)が前個人事業者の事業を承継し、同一の商号・事業所を引き継いで、同一の事業を開始してから1年未満である場合には、アからオの要件を前事業主と合算して満たし、かつ、カの許認可等を事業承継者が取得し、税務署への開業届において事業承継者に引き継がれている場合には対象とする。

(2) 小口零細企業資金要領に定める者

(3) 産業活力創造資金（新分野進出資金枠）融資要領に定める者

(4) 産業活力創造資金（緊急経営支援資金枠）融資要領に定める者

(5) 産業活力創造資金（設備近代化資金枠）融資要領に定める者

(6) 創業資金融資要領に定める者

(7) 創業資金（無担保・無保証人枠）融資要領に定める者

2 融資あっせん非対象者

前項の要件を満たさない者の他、次の者は融資あっせんの対象としない。

(1) 営業に関し公序良俗に反する行為、又は違法な行為を行っている者

(2) 金融機関から取引停止を受けている者

(3) 1回目の手形不渡後、6月を経過していない者

(4) 秋田県信用保証協会（以下「協会」という。）が代位弁済の求償権

を持つ者又は代位弁済に係る債務の履行を完了しなかった者

(5) その他市長が適当でないと認める者

3 融資あっせん非対象業種

次の業種を営む者等は融資あっせんの対象としない。

(1) 農業、林業（製造加工設備を有する業種ならびに素材生産業および素材生産サービス業を除く。）

(2) 漁業

(3) 金融業、保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く。）

(4) サービス業（他に分類されないもの）のうち、集金業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）、取立業およびバンケットサービス業ならびに政治・経済・文化団体および宗教

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項で規定する性風俗関連特殊営業

(6) その他市長が認める業種

（貸付条件等）

第7条 資金の使途

一般事業資金の資金使途は次の設備資金および運転資金とする。一般事業資金以外の資金に係るものについては、各資金の要領で定める。

(1) 設備資金

事業経営上必要とする設備投資等のための資金で、有形固定資産（土地、建物、構築物、船舶、車両・運搬具、機械装置・工具、器具・備品、建設仮勘定）のうち、市内事業所として自ら使用する土地・建物、水運業・遊漁船業に供する船舶、市内事業所で使用する車両、市内事業所に設置する機械装置等、無形固定資産（営業権等）、投資その他の固定資産（テナント入居に伴う権利金（繰延資産）・保証金）に計上されるものを対象とする。

土地は、自ら使用する市内事業所の建物と同時に取得するもの、土地のみの購入は、店舗等の来客用の駐車場、建設業の資材置場、事業所の建物建築工事が建築確認等により確実である場合に対象とする。

また、土地の造成費、他に賃貸、使用することを目的とする営業用資

産を対象とする。なお、他に転売することを目的とする営業用資産は運転資金で対象とする。

建物は、自ら使用する市内事業所（店舗・事務所・工場・倉庫等）、第三者に賃貸することを目的とする建物の新築・改築（改築とは既存施設を解体し新たに建築すること）・増築・改修（大規模修繕、リフォーム等により従前の固定資産を増加させるもの）の建物建築費とする。なお、建物本体及び建物に附帯する設備（給排水・電気等）、基礎（地下杭を含む）、地下構造物（浄化槽、地下タンク等）、敷地内の給排水設備等を含む。ただし、建物本体に付属するものであっても単独で利用できる機械装置・器具・備品等は除く。また、テナント入居に伴う建物改装費（内装工事及び附帯する給排水電気設備工事等を含む）を対象とする。なお、第三者に転売することを目的とするものは、運転資金で対象とする。

車両は、新たに購入（中古を含む）し、本県に車両登録するものとする。（軽自動車は本市）

機械装置等は、市内事業所内に設置するもので、新設・取得、改善（既存設備の生産性向上や新たな機能能力を付加し、従前の固定資産を増加させるもの）を行うものとする。

次のものは対象外とする。

ア 既借入金の借換えのための資金（一般事業資金内ならびに小口零細企業資金および創業資金からの借換えを除く。）

イ 貸借対照表の固定資産に計上されないもの。（運転資金として対象とする）

ウ 少額減価償却資産（耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満のもの）（運転資金として対象とする）

エ 先行投機的・過剰取得的な土地の取得費（ただし、不動産業者が建売住宅販売を行うために土地を取得する場合は運転資金として対象とする。）

オ 建物の修繕費（固定資産を増加させない維持管理的な修繕及びリフォームは運転資金として対象とする。）

- カ 機械装置・車両等の修繕費（運転資金として対象とする）
- キ 店舗併用住宅の住宅部分（1階建は工事費を面積案分する。1階店舗で2階等が住宅の場合は工事費を面積案分し、基礎工事費は対象に含める）
- ク 購入する車両が事業主等の個人的な使用が主であるもの、通常の営業用車両と比較して極めて高額（普通乗用車であって価格が300万円（本体価格＋装備品価格＋諸費用（租税等））を超えるもの）であるもの

(2) 運転資金

事業経営上必要とする設備資金以外の資金で、原材料・商品等の仕入れ、賃金、修繕費および外注費その他経費の支払いに充てるためのものとする。

次のものは対象外とする。

- ア 既借入金の借換えのための資金（一般事業資金内ならびに小口零細企業資金および創業資金からの借換えを除く。）
- イ 他に転貸することを目的する資金
- ウ 投機を目的とする資金
- エ 事業に関係のない事業主等の個人資金（事業主の生活資金、住宅ローン返済資金など）

2 貸付限度等

貸付限度額は1中小企業者あたりの額とし、別表1のとおりとする。各資金の限度額は貸付残高によるものとし、資金使途が異なる場合には、原則として、各資金は併用して利用できるものとする。また、申込時の貸付残高が各資金の限度額に達していない場合は、貸付残高と限度額の差額以内の金額を同一資金内で、別に貸付を受けることができるものとする。

ただし、補助金・助成金等が支出される場合には、原則として補助金・助成金等の額を控除した額とする。

3 貸付期間等

各資金の貸付期間および据置期間は、別表1のとおりとする。ただし、

この期間は最長期間を定めたものであり、固定資産の法定耐用年数がこの期間を下回る場合にはその年数以内とし、申込者と取扱金融機関との間で期間を定めるものとする。貸付期間の計算は、融資実行日（金融機関が資金の貸付を行った日）の翌日を起算日として計算するものとし、据置期間の計算は、融資実行後の最初の返済日の翌日を起算日として計算するものとする。

4 保証人

各資金の連帯保証人の要件は、別表1のとおりとする。

連帯保証人は原則として、法人については代表者のみとし、個人事業者については不要とする。

原則として、複数代表の場合は、代表者全員の保証が必要である。法人が保証人となる場合は当該法人の取締役会の議事録を必要とする。

・連帯保証人が必要となる場合

実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人とともに当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合

経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合

財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

組合の場合は原則として代表理事とするが、個々の組合の実情に応じて他の理事を連帯保証人とすることができる。

連帯保証人は、県内に住所を有する者であって、民法上の能力者であり、かつ弁済の資力を有し、協会が認める者とする。ただし、協会が特に弁済の能力があると認める場合には、県外に住所を有する者とすることができる。

内部保証とは、原則として、法人の場合は当該法人の代表者・役員、代表者の配偶者・生計を一にする3親等以内の親族、個人の場合は配偶者・生計を一にする3親等以内の親族、事業承継予定者が連帯保証人と

なることをいう。

第三者保証とは、原則として、友人、知人、取引先等の申込者と直接関係のない者、又は生計を別にする親族等が連帯保証人となることをいう。

5 担保

各資金の担保要件は、別表1のとおりとし、協会が認める担保設定が必要であること。また、事業資産を取得する場合は、原則として担保設定とする。

6 返済方法

各資金の返済方法は、別表1のとおりとする。ただし、据置期間を設けた場合には、元本返済を猶予し、据置期間内は利子を支払わなければならない。

(保証料)

第8条 この融資は、協会の保証付きとし、申込者が徴される信用保証料については、市が別表1のとおり補助する。

2 前項の保証料補助金の交付は、協会に対して行うものとする。

3 協会は、年度内2回に分けて、保証料補助金交付申請書に保証料補助金計算書を添えて交付申請するものとする。申請期限は、各年度、4月1日から9月末日までの分については10月10日まで、10月1日から3月末日までの分については3月31日までに申請するものとする。

4 前項の申請が期限内にあり、適正である場合には、請求を受けたときから1月以内に支払うものとする。

5 協会がこの要綱に違反する保証を行った場合は、融資あっせんは無効とし、協会は市から既に受領した保証料補助金を返還しなければならない。

(申請手続)

第9条 融資あっせんを受けようとする者は、秋田市商工貿易振興課に申請するものとする。ただし、一般事業資金については秋田商工会議所又は河辺雄和商工会に申請することができるものとする。

2 申請にあたっての提出書類等は、次のとおりとする。

(1) 融資あっせん申請書

申請書には、一般事業資金については(市)の、創業資金（無担保・無保証人枠）については(無)の、創業資金については[創業]の、小口零細企業資金については[小口]の、産業活力創造資金（緊急経営支援資金枠）については[緊急]の記号を付すこととし、申請する資金以外の記号は二重線で消去するものとする。

(2) 別表 2 に定める書類（複写(コピー)も可とする）

(3) その他市長が認めるもの

3 融資あっせんの申請があったときは、「収受印」を押印し、対象者要件および申請内容を審査するものとする。

（融資あっせんの決定）

第10条 融資あっせんの審査の結果、適正であると認めたときは、「融資あっせん決定印」を押印し、又は「融資あっせん通知」により、取扱金融機関および協会に対して融資あっせんを行うものとする。ただし、一般事業資金については、「融資あっせん決定印」を省略することができるものとする。

なお、一般事業資金の審査および融資あっせんの決定の事務取扱については、秋田商工会議所（支所を含む）又は河辺雄和商工会（支所を含む）に委任することができるものとする。

（融資あっせんの有効期間）

第11条 融資あっせんを受けた者は、原則として、市が融資あっせんを行った日から3月以内に協会保証の諾否を受けるものとする。ただし、建物の建築等に係るものは、協会の了承を得て3月以内に工事着手するものとする。なお、市が融資あっせんを行った日から起算して3月を経過し、未だ協会の諾否を受けていない場合には、再度、申請しなければならない。

また、融資あっせん制度の改正により、各資金の融資要件等の変更や廃止があった場合には、融資あっせんの効力は、施行日前日までとする。

（利子補給）

第12条 条例第6条の規定により市長が予算の範囲内で利子の一部を補給

することができる資金、補給率および補給することができる期間は、別表1のとおりとする。

- 2 前項の規定により、融資あっせんを受けた者が利子補給を希望する場合の事務取扱、利子補給方法、返還を要する場合その他の実施細目については別に定める。

(期中管理)

第13条 融資あっせんを受けた者が、信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）又は信用保険法第2条第6項の特定中小企業者であって、協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、信用保険法第2条第6項の特定中小企業者のうち、保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。

- 2 取扱金融機関は、半期に一度、協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、信用保険法第2条第6項の特定中小企業者のうち、報告期間が同項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。

- 3 取扱金融機関は、半期末時点における融資を受けた者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該融資に係る報告内容の記載を省略できるものとする。

- 4 取扱金融機関が第2項の報告を行わなかった場合は、当該融資に係る代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を提出するものとする。

(その他)

第14条 融資を受けた者が申請の資格を欠き、あるいは貸付条件に違反したときは、取扱金融機関は、返済期限前であっても貸付金の一部又は全額を返済させることができるものとする。

- 2 市は、融資あっせん制度の円滑な運営を図るために必要と認めたとき

は、取扱金融機関に対し、融資あっせん制度に係る融資の取扱状況や融資を受けた者の事業および財産状況について報告を求め、又は職員をして融資に係る関係書類帳簿等の閲覧を請求することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(平成20年10月1日から平成24年3月31日までの間における一般事業資金等の資金使途の特例)

2 平成20年10月1日から平成24年3月31日までの間に一般事業資金（販路開拓資金枠を除く。）又は小口零細企業資金の融資あっせん申請を行う者に係る資金使途の取り扱いについては、第7条第1項第1号アおよび同項第2号アの規定にかかわらず、「既借入金の返済のための資金」を資金使途の対象とする。

(平成20年10月1日から平成24年3月31日までの間における一般事業資金等の返済期間および据置期間の特例)

3 平成20年10月1日から平成24年3月31日までの間における平成20年10月1日前に一般事業資金（販路開拓資金枠を除く。）又は小口零細企業資金（以下この項において「一般事業資金等」という。）の融資あっせん決定を受け、同日以後に当該融資に係る資金の返済期限が到来することとなる者および同日から平成24年3月31日までの間に一般事業資金等の融資あっせん申請を行う者についての別表1の規定の適用については、同表一般事業資金（販路開拓資金枠を除く。）の項および小口零細企業資金の項中「7年」とあるのは「10年」と、「6ヶ月」とあるのは「1年」とする。

(平成21年1月5日から平成24年3月31日までの間における一般事業資金の限度額の特例)

4 平成21年1月5日から平成24年3月31日までの間における平成21年1

月 5 日から平成24年 3 月31日までの間に一般事業資金の融資あっせん申請を行う者についての別表 1 の規定の適用については、同表一般事業資金の項中「1,500万円小口零細企業資金との併用の場合は併せて1,500万円以内」とあるのは「1,500万円」とする。

附 則

この要綱は、平成16年 5 月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 1 月11日から施行する。

市町合併に伴う経過措置

- 1 施行日前の河辺町中・小企業融資斡旋に関する条例及び雄和町中小企業振興融資斡旋に関する規定（以下、旧町融資という。）により融資を受けた者の取扱については、なお従前の例による。
- 2 一般事業資金の限度額には、旧町融資の融資残高を含むものとする。

附 則

この要綱は、平成18年 2 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に創業資金のあっせん決定を受けた者が施行日以後に一般事業資金（販路開拓資金枠および創業資金枠を除く。）を利用しようとする場合の取扱いについては、この要綱による改正後の別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に融資あっせん決定を受けた者に係る融資から適用する。

- 3 施行日前に融資を受けている者の融資に係る損失補償の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に現に改正前の秋田市中心企業融資あっせん制度要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に現に改正前の秋田市中心企業融資あっせん制度要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に現に改正前の秋田市中心企業融資あっせん制度要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従

前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に現に改正前の秋田市中小企業融資あっせん制度要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年12月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の秋田市中小企業融資あっせん制度要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の秋田市中小企業融資あっせん制度要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年8月6日から施行する。

(平成26年9月1日から同年12月26日までの間における一般事業資金の資金使途の特例)

- 2 平成26年9月1日から同年12月26日までの間に一般事業資金の融資あっせん申請を行う者（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者に限る。）に係る資金使途については、第7条第1項

の規定にかかわらず、秋田県中小企業融資制度要綱（平成14年4月1日施行）に規定する中小企業振興資金（中小企業災害復旧資金特別枠）および経営安定資金（緊急経済対策特別枠）に係る既借入金の借換えのための資金を含むものとする。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の際現に改正前の秋田県中小企業融資あっせん制度要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の秋田県中小企業融資あっせん制度要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年12月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

- 3 改正前の要綱第9条第2項第1号に規定する融資あっせん申請書の提出は、令和3年6月30日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 秋田市市税条例の一部を改正する条例（令和8年秋田市条例第45号）

による改正前の秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）第3条第2項第2号に規定する事業所税を課されたことがある融資あっせん対象者についての改正後の秋田市中心企業融資あっせん制度要綱第6条第1項第1号オの規定の適用については、同号オ中「固定資産税」とあるのは、

「固定資産税ならびに秋田市市税条例の一部を改正する条例（令和8年秋田市条例第45号）による改正前の秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）第3条第2項第2号に規定する事業所税」とする。

別表 1

資金使途	資金名	限度額	利率	利子補給	据返置済含期間	据置期間	返済方法	保証人	担保	信用保証料
運転資金	一般事業資金	3,000万円	2.15%	なし	10年以内 (一括の場合は1年以内)	1年以内	一括又は元金均等月割返済	原則法人は代表者のみ、個人は不要	必要による	原則全額補助
	小口零細企業資金	2,000万円	1.70%						原則として不要	
	創業資金	2,000万円	2.15%						必要による	
	無担保・無保証人枠	500万円	1.95%	対象者に限り 借入から3年間 1.0%					不要	不要
設備資金	産業活力創造資金									
	緊急経営支援資金枠	3,000万円	2.15%	なし	10年以内 (一括の場合は1年以内)	2年以内	一括又は元金均等月割返済	原則法人は代表者のみ、個人は不要	必要による	原則全額補助
	新分野進出資金枠	3,000万円	1.90%	借入から3年間 1.0%	10年以内	1年以内	元金均等月割返済	原則法人の代表者のみ		
設備近代化資金枠	5,000万円	借入から5年間 0.75%		6月以内		原則法人は代表者のみ、個人は不要				
		組合等 1億円				1年以内				
事業資産を取得するときは、原則として担保設定とする。										
※1 創業資金（無担保・無保証人枠を除く。）において、創業関連保証を利用した場合は、表示金利から0.2%控除する。										
※2 小口零細企業資金および創業資金（無担保・無保証人枠）を除き、セーフティネット保証制度（5号ならびに7号および8号を除く。）を利用した場合は、表示利率からそれぞれ0.2%控除する。										
※3 創業資金および創業資金（無担保・無保証人枠）において利子補給の対象となる者については、創業資金融資要領および創業資金（無担保・無保証人枠）融資要領に定める。										
※4 一般事業資金および産業活力創造資金（緊急経営支援資金枠）で危機関連保証を利用した場合は、表示利率からそれぞれ0.2%控除する。										
※5 一般事業資金、小口零細企業資金、創業資金（無担保・無保証人枠を除く。）および産業活力創造資金において、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、上乘せ分の信用保証料は補助対象外とする。										

別表 2
添付書類

	登記簿謄本・住民票※ 1	市税に未納がない証明書 (申請月に発行されたもの)	所得・課税証明書	許認可等の写し※ 2	1 年分の確定申告書・決算書	事業計画書	返済計画書	契約書・見積書・設計図、カタログ等※ 3	明事業開始・事業を行っている証	以前事業主でなかった証明	信用保証委託申込書・信用保証 依頼書の写し	その他の主な必要書類
一般事業資金	○	○		△	△			△			○	
小口零細企業資金	○	○		△	△			△			○	
創業資金※ 2	○	○	代表者○	△	△	市指定○	○	△	○	○	○	△貸借契約書
無担保・無保証人枠	○	○	代表者○	△	△	市指定○	○	△	○	○	○	△貸借契約書
産業活力創造資金												
緊急経営支援資金枠	○	○		△	○	○		△			○	要件を満たす証明

[注] ○は必須、△は必要に応じて添付すること。

※ 1 法人の場合は履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は住民票（ともに、発行から 3 か月以内のもの）

※ 2 許認可等を必要とする業種は許認可等の写し（許認可等の取得が確実である場合は申請書写し）

※ 3 設備資金については、その内容がわかる資料を添付する。

- ・ 機械装置、車両等の場合は、契約書・見積書、設計図、カタログ等を添付すること。
- ・ 建物（新築、改築、増築等）の場合は、契約書・見積書（内訳書添付）、設計図
なお、建築確認が必要な場合は、建築確認書、建築確認申請書類を添付すること。

※ 4 提出可能なものをすべて提出すること。

別表 3

取扱金融機関

	秋田銀行	北都銀行	秋田信用金庫	秋田県信用組合	商工組合中央金庫	岩手銀行・北日本銀行・き 秋田なかまほげ農業協同組合
一般事業資金	○	○	○	○		○
小口零細企業資金	○	○	○	○		○
創業資金	○	○	○	○		○ ※1
無担保・無保証人枠	○	○	○	○		○ ※1
産業活力創造資金						
新分野進出資金枠	○	○	○	○		
緊急経営支援資金枠	○	○	○	○	○	○
設備近代化資金枠	○	○	○	○	○	

※1 利子補給の対象となるものを除く。